

埼玉県社会福祉協議会マスコットキャラクター「シャキたまくん」着ぐるみ貸出要領

1 目的

この要領は、埼玉県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が保有しているキャラクター「シャキたまくん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を各種福祉イベント等で活用することにより、本会を身近で親しみやすい団体にするを目的とし、着ぐるみの貸し出しについて必要な事項を定める。

2 貸出対象者

本会が主催・共催・後援するイベント等を行う埼玉県内の福祉関係団体のほか、本会が適当と認める団体とする。個人への貸出は行わない。

3 貸出方法

- (1) 借り受けを希望する者（以下「借受者」という。）は、本会に電話等で借受予約をし、着ぐるみ使用承認申請書（別紙4）に必要な書類を添付し、借受日の7日前までに提出するものとする。使用承認を受けた者が承認された内容を変更しようとするときは、着ぐるみ使用承認変更申請書（別紙5）に必要な書類を添えて、変更承認を受けなければならない。
- (2) 本会は、前項による申請が適当と認められるときは、着ぐるみ使用承認通知書（別紙6）をもって借受者に対して着ぐるみを貸し出すものとする。なお、同一時期に複数の申請があった場合は先着順とする。
- (3) 借受者は、着ぐるみを本会から直接受け取り、直接返却することを原則とする。やむを得ず業者等に運搬を依頼する場合、かかる費用は借受者の負担とする。
- (4) 貸し出しに伴う着ぐるみの搬出、搬入作業は、原則として借受者が行うものとする。

4 貸出期間

原則として7日間以内とし、使用後は速やかに返却する。

5 貸出料金

無料とする。ただし、『着ぐるみ「シャキたまくん」使用上の留意事項』に定める必要物品を借受者の負担で用意すること。

6 損害賠償

借受者が着ぐるみを破損・汚損した場合、借受者はその修繕等にかかる費用を負担しなければならない。

7 使用上の遵守事項

- (1) 営利目的の活動を行ってはならない。ただし、福祉施設等が授産製品を販売する場合や、企業が社会貢献を目的として行う活動はこの限りでない。
- (2) 借り受けた着ぐるみを第三者に譲渡、又は転貸してはならない。
- (3) 承認された用途にのみ使用し、本会の指示する使用条件に従うこと。
- (4) 着ぐるみの使用等については、『着ぐるみ「シャキたまくん」使用上の留意事項』に定める方法により取り扱わなければならない。

8 その他

この要領に定めのない事項は、借受者と本会が協議して決定する。

附 則

この要領は、平成23年8月17日から施行する。